SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務委託仕様書

１　業務の目的

　　SNS、Web広告等を活用して、関市の子育て施策、住宅取得促進施策等を20代から40代の子育て世帯に効果的に発信し、周知するとともに、移住定住の促進を図る。

２　委託業務名

　　SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務

３　本事業の主な対象者

　ア　20～40歳代の子育て世帯

　イ　県内の近隣市町村及び名古屋圏の居住者

４　本事業の期間

　　　契約締結日から令和7年3月31日までとする。

５　業務内容

　　　本業務の業務内容は以下のとおりとする。

（１）　広報戦略の検討・提案

　　　ア　本市が広報したい施策やテーマについて、事業の主な対象者に対して広報効果が最大化するよう、施策やテーマに関する分析の他、個別にターゲット層や情勢等の分析を行い、本市に戦略を提案すること。

　　　イ　併せて、広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数等の想定値をデータで提案すること。

（２）　各広告デザイン及びランディングページ（以下「LP」と呼ぶ。）の制作

　　　ア　広告に使用するバナーデザイン（静止画・動画）及び各広告からのランディング先として使用するWebページを作成、納品すること。

　　　イ　広告及びLPのデザイン・内容は（１）広報戦略の検討提案に基づいて提案し、デザインコンセプトを統一すること。

　　　ウ　LPには本市が周知したい制度等を、簡潔にまとめて掲載し、各制度の関市ホームページへ誘導を行うこと。

（３）　SNS、Web広告等への出稿・管理・編集作業

　　ア　本市と協議して決定した広告への出稿作業を行うこと。

　　イ　出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が芳しくない場合、出稿期間中であってもターゲッティングの変更などを本市に提案し、変更や再出稿などを行うこと。

（４）　広告実施の結果報告・検証

　　ア　実施した広告毎にLP到達数（率）、インプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数、内容等の結果を報告すること。

　　イ　LPから各制度の関市HPへのアクセス数等を報告すること。

　　ウ　報告は月毎に行なうこと。

　　エ　実施した広告結果の検証・分析を行い報告すること。

（５）　自由提案

　　　ア　事業実施に際し、本市の移住定住の推進に関する取組をより効果的に波及できる提案があれば、その内容を記載すること。

　　　イ　自由提案については、広告に限らず本事業の趣旨に合致するのであれば、アナログ等の媒体の使用、イベント実施、異なるターゲット層の設定等、方法は問わない。

　　　ウ　ただし、自由提案の実施に要する経費も、委託料の上限の範囲内とする。

（６）　その他

　　　〇会議の開催及び運営

　　　　ア　広報戦略の提案時や結果報告時等、必要に応じて会議を開催すること。

　　　　イ　会議を実施する際は、資料を作成し会議の2日前には本市に共有すること。

　　　　ウ　会議を開催した際は議事録を作成し、提出すること。

（７）　成果品

　　　　上述の納品物のほかに、以下の成果物を指定する期日までにおさめる事。また、納入場所は関市市長公室企画広報課とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 内容 | 媒体 | 部数 | 納品頻度 |
| 事業実施報告書 | 1. 事業の概要・実施方法 2. 実施内容 3. 実施結果 4. 分析 5. 今後の課題 | 紙 | １ | 事業年度末１回 |
| 月報告 | 1. 各広告等の実際の掲載が分かる画像 2. 広告掲載結果（インプレッション、クリック数、いいね数等） 3. LPや関市HPへのアクセス数の結果 4. その他効果を定量的に計測できるもの | 電子  又は紙 | １ | 月１回程度 |

６　業務完了後の提出書類等

　　　受託者は本業務完了後、以下の書類を提出すること。

ア　業務完了届

イ　その他、関市が指示するもの

７　委託料

　　　８，６７９千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

　　　また、支払いについては業務完了一括払いとする。

８　再委託

　　　受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先ごと

の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告

し、本市の承諾を得なければならない。

９　関係法令の遵守

　　　受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。